

(開催要領)

1. 開催日時：平成28年12月22日（木）11:15～11:42

2. 場所：中央合同庁舎8号館8階特別大会議室

3. 出席者：

<構成員>

浦田 秀次郎（座長）	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
大崎 貞和（座長代理）	株式会社野村総合研究所未来創発センター主席研究員
飯田 哲也	行政書士飯田哲也事務所所長
今富 雄一郎	横浜市経済局成長戦略推進部長
高島 大浩	独立行政法人日本貿易振興機構対日投資部長
ヒールシャー 魁	デロイトトーマツ税理士法人エグゼクティブオフィサー
ケネス レブラン	シャーマンアンドスターリング外国法事務弁護士事務所 パートナー

<内閣府>

越智 隆雄	内閣府副大臣
西川 正郎	内閣府事務次官

<関係省庁>

中村 修	金融庁監督局銀行第一課長
根岸 功	法務省入国管理局総務課企画室長
竹林 俊憲	法務省民事局参事官室参事官
金森 敬	財務省関税局業務課長

<事務局>

新原 浩朗	内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
籠宮 信雄	内閣府大臣官房審議官（経済財政運営担当）
伊藤 誠一	内閣府対日直接投資推進室参事官
宮原 光穂	内閣府対日直接投資推進室企画官
寺澤 達也	経済産業省貿易経済協力局長
小泉 秀親	経済産業省貿易経済協力局貿易振興課長

(議事次第)

1. 開会
2. 議題 緊急報告（案）について
3. 閉会

(配布資料)

- 資料1 緊急報告（案）
資料2 緊急報告（案）概要

1. 開会

（浦田座長） 第4回「対日直接投資推進会議規制・行政手続見直しワーキング・グループ」を開催する。

冒頭に、越智副大臣から御挨拶いただく。

（越智副大臣） 本日は、皆様方にお集まりいただき、感謝申し上げます。また、これまで数次にわたり御議論を重ねてきていただいたことにも、重ねて心から感謝を申し上げます。

安倍内閣においては、世界で一番ビジネスしやすい国を目指して、海外からの投資の呼び込みに力を入れているが、対日直接投資を推進していくためには、規制や行政手続について速やかに改革を進めていく必要がある。

ワーキング・グループでは、これまで、ビジネスの現場での具体的な課題をもとに御検討いただき、本日、見直し策を「緊急報告」として取りまとめていただくと聞いている。貴重な御意見をいただいた委員の先生方に心から感謝を申し上げます。

関係省庁においては、速やかに具体的な改革を進め、実行をしていただきたい。その際、単にルールを改正したとか、通知を出したなどにとどまらず、現場レベルでしっかりと改善が行われるように徹底をしていただきたい。また、利用者の利便性を向上させるという視点を忘れずに対応していただきたい。

（浦田座長） 本日は、エドマン委員が御欠席である。

また、ジェトロの対日投資部長の異動があったため、仲條委員が辞任され、高島委員が新たに着任された。

2. 議題 緊急報告（案）について

（浦田座長） 本日は、これまでの議論を踏まえた「緊急報告」のとりまとめについて議論を行う。初めに、「緊急報告」の案について、事務局から説明をお願いする。

（籠宮審議官） これまで3回御議論いただいた内容について、各省庁からの対応を「緊急報告」としてとりまとめている。資料1として本文、資料2として概要版を用意している。資料2の方で説明させていただく。

第1は、法人設立・登記関係である。法人設立に際しては、出資金の払込みの証明を、銀行口座等を使って行い、証明を提出することが必要である。しかしながら、外国の会社が子会社を作る場合、あるいは外国人が発起人等となる場合には、銀行口座の開設が大変であり、証明ができないという問題が指摘されてきた。これを受けて、今般、発起人や設立時の代表取締役に限らず、平取締役の方はもとより、発起人の委任を受けた者であれば、その方の銀行口座を使ってよいという方向で検討し、本年度内目途に施行するということである。

また、この払込先の金融機関について、邦銀の海外支店の口座が含まれるということを確認するとともに、運用が円滑に行われるようにメガバンクに対して金融庁から態勢の整備を要請している。

また、登記手続には印鑑証明が必要であるが、これに代えて、外国人の方にはサイン証明をいただいている。従来、これは本人の国籍国、あるいは日本駐在の本人の国籍国の領事が発行したものということだが、例えば米国人の方がシンガポールにいるような

場合には、現在の居住国、つまり、シンガポールにいる米国の領事からも取得可能とする。

さらに、開業の準備等のために日本に来た際に取得できるように、日本における領事がサイン証明書を出していない場合、日本の公証人から取得すれば良いことにする。

また、法人設立後も、銀行口座の開設は時間がかかる等の指摘もあるので、これが円滑に進むように、メガバンクに対して、例えばノウハウが集積している支店で集約するとか、他の支店で親会社と取引があればその情報を共有するとか、そういう形で円滑に進むように態勢を整備する。

その他、会社設立関係の通達について、ウェブサイトに掲示するようにするとか、あるいは登記申請時における提出書類について、例えば取締役会議事録の全文の日本語訳が求められるということがあるので、これは関係部分だけでよいなど、日本語への翻訳を省略することができる例を示していく。また、定款認証手続において、割印の代わりに割サインというものが求められているが、これも見直す。

第2点目は、在留資格関係である。これは在留資格の手続で何時間も並ぶということがあるので、平成30年度よりオンラインで申請できるよう準備を進める。

また、在留資格が取れることを前提として仕事の計画を立てる方が多いということだが、いつ許可が下りそうか分からないということもあったので、所要期間の実績データ、在留資格が出るまでに何日かかったかというような実績データを公表したり、あるいは個別の案件について進捗状況をオンラインで確認できるようにする。

また、関連して、高度外国人材の受入れについて、ポイント制で高度外国人材となった方については、5年で永住権を取得できるが、これを大幅に短縮する「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設する。あるいは、高度外国人材については、年収、学歴、業績などのポイント制で評価しているが、その評価項目を追加する。それから、高度外国人材の方の場合は、海外で継続雇用していた家事使用人と同時期に入国する場合は、家事使用人を受け入れることができるということになっているが、往々にして家などをセットアップして、家族や使用人を後から呼び寄せることも多いということなので、そういう場合にも対応できるようにする。

また、行政手続のワンストップ化については、ジェトロのオフィスの中に東京開業ワンストップセンターという東京都等がやっている業務があるが、ここで登記、税務、年金等6事務について、電子申請を可能とするとともに、現在は相談や書類の預かりということだが、正式な申請の受付を可能とする。

また、開業ワンストップセンターにおいて、現在、「経営・管理」「企業内転勤」については、在留資格の受付ができるが、これに「技術・人文知識・国際業務」を追加するということと、それから、現在は法人設立後6カ月以内の企業が対象となっているが、これを5年以内まで延長する。

4番目は外国語での情報発信であり、様々な側面で外国語での情報が少ないという御指摘もあったので、例えば税の面ではe-Taxの操作マニュアルや、申告書や通知書の説明など、あるいは社会保険の手引きなど、こういったニーズの高い情報については外国語での発信を強化するとともに、外国の方が一元的に関連の規制情報を見られるように、ジェトロのウェブサイト外国語のポータルサイトとして、ジェトロに御協力いただいて、ここに色々な情報を蓄積し、また、各省庁へのリンクを張っていくということを行う。

その他、輸入関係であるが、輸入品目番号（HSコード）6桁の下の3桁の国内細分

を決めるために輸入手続が遅れているということもあったので、関税率が異ならず、統計把握の必要性の低いものについては、できるだけ統廃合するという事で、衣類については平成30年度に統廃合する。御議論のあったTシャツについては、来年度から統廃合を行う。また、玩具についても、平成29年度に統合する。

また、輸入者の利便性を高めるために、税関以外の品目ごとの法令手続についても税関ホームページから見られるようにする、あるいは、その他、食器等の輸入に関して留意点について掲載していくということも掲げている。

さらに、JISの整備のために国際規格の作成段階からJISの検討を開始する等々、本文にはこの他幾つかの項目も記載している。

(浦田座長) それでは、意見交換に移る。委員の皆様から御発言をいただきたい。

(飯田委員) ただ今の御報告を伺い、本ワーキング・グループでの議論や外国企業、現場の声を十分に踏まえながら、各省庁が検討、取組を進めていただいていると感じる。特に、今回、株式会社設立の際に資本金を払い込む銀行口座名義人の対象を、発起人や代表取締役だけではなく、委任を受けた第三者にまで広げていただくことで、日本の銀行に資本金を払い込むことが格段に容易になる。資本金の払込先確保が困難であるということが対日投資を妨げる一因となっていたので、今回の改善措置は、対日直接投資促進の観点から、非常に意義深いものだと考える。

次に、外資系企業の設立手続等で必要になるサイン証明書についても、実務の現場の声を受けとめていただき、サインの認証を受けられる場所を拡充していただくことになった。これも非常に実務上は助かる。

次に、入国・在留関係の申請がオンライン化されることが決まった。オンライン申請が可能になることで、これまでのように外国人が入国管理局において長時間、順番待ちをしているというような状況が改善される。オンライン化に当たっては、外国人やそれをサポートする士業事務所のニーズを十分に踏まえながら、申請システムを構築していただきたい。

対日直接投資を推進するためには、規制や行政手続だけではなく、ビジネスや商取引の現場において、外国企業や外国人が日本でビジネスを行いやすい環境を整備していく必要がある。例えば、外国会社とその日本法人を設立した後、新たな法人の銀行口座を開設することが容易でないということがある。これは、行政以外の場面における問題ではあるが、今回、金融庁から銀行に対して、外資系企業の法人口座開設が行いやすくなるよう要請をしていただいたことは、非常に大きな前進である。今後、各銀行において態勢を整えることとなっているが、銀行が決定した運用方針が現場まできちんと周知され、口座開設の手続が円滑に行われるよう、事務の徹底を図っていただくことが重要である。

また、日本人社員をまだ雇用していないような設立されたばかりの外国企業の子会社などの場合、法人設立を支援している各種士業事務所が外資系企業と銀行の間に入ってサポートすることも多いので、こういった実情も踏まえて対応していただきたい。

さらに、今後の対応について、金融庁においてもしっかりフォローアップをしていただくようお願いする。

(今富委員) 今回の緊急報告の案であるが、全体的に把握させていただいて、細かい課題も丹念に拾っていただき、既に取組もできている。また、スケジュールも具体的に明確にされており、非常によく対応していただいている。

個別の事項としては、今、飯田委員からも話があったが、法人設立の出資金について、

初回の時に私からも、名義貸しというか、仮装でやることが通っているのであれば、明確にした方が良いという発言をさせていただいたが、そのところをちゃんとフォローしていただき感謝する。

また、在留資格のオンライン化だが、こちらに関しても、外国人ビジネスマンにとっては非常に朗報だと感じている。

また、我々支援する立場から、行政手続のワンストップ化という問題が重要になるわけだが、東京開業ワンストップセンターの方で非常に機能が拡充されるということである。ただ、我々は横浜なので、東京からそんなに離れていないが、やはりもう少し東京から離れたところでのサポートを考えると、今回、オンライン申請においてそれが東京開業ワンストップセンターに来なくても使いやすいものであればいいと願っている。

また、情報発信について、それぞれ良い情報を出されているが、なかなかそこにたどり着けないことが課題だという話をさせていただいた。今回、ジェトロのホームページをポータルサイトにするということだが、使い勝手の良いデザインにしていればと期待している。

(大崎座長代理) まず、この「緊急報告(案)」の内容だが、非常に個別具体的な問題を拾っていただいております、この内容で「緊急報告」として取りまとめるということによろしいのではないかと思います。

その上で2点、申し上げたい。まず1点目は、今回の「緊急報告」の意義である。これは日本に進出したい、あるいはしてきている外国企業の声をもとに作り上げたものではあるが、結果的にこうしたことが実現すると、日本企業にとっても経済活動、ビジネスをやりやすくする大きな効果があると思っている。例えば、在留資格関係であるとか、外国語での情報発信などは、日本企業に所属する外国人の方にとっても非常に有意義なものであるし、あるいは輸入関係のところなどは、もちろん日本企業で輸入に携わっている方もおられるわけである。こういった点、これは決して外国企業だけのためのものではないのだということを政府としても強くPRしていただければと思う。

2点目であるが、こういう手続をこう変えるというのは、全部、具体的な要望に基づいたものであるし、非常に実務的に詰めた話なので、恐らく即効性が期待できるのではないかとは思いますが、実際にやり始めた時に別の壁ができてしまったとか、思った程にはスムーズになっていないということが現場では出てくる可能性もある。この辺は、こういった手続に携わる、例えば行政書士の方とかの声も聞きながら、是非各省庁でフォローアップをしていただきたい。効果測定と言うと大げさであるが、本当に役に立っているのかということこそ是非点検していただき、かつ、追加でここを変えれば本当に上手くいくということが出てくれば、そこは朝令暮改を厭わず、どんどん変えていただきたい。

(高島委員) ジェトロでは、現在1年間に1,500社ぐらい外国企業、外資系企業の支援をさせていただいており、年度にもよるが、100件から150件ぐらいの企業誘致を行っている。

そういった中で、本日の「緊急報告」に対する評価であるが、8月の初回ワーキング・グループの会合以降、我々からも随分と外資系企業の具体的な要望をお伝えさせていただいた。それを踏まえて、わずか5カ月の間にインテンシブに御検討いただいて、相当な進展があったのではないかと考えている。今回のように、日本が外資系企業の要望について真摯に対応しているということそのものが、対内投資を歓迎するという大きなメッセージになるのではないかと考えている。

他方、規制や行政手続に対する要望は、一時的なものではなくて、環境変化、国際的

なスタンダードの変更などによって、常時発生し得るものである。不断に取り組んでいく必要があるものだと思っている。

そういった意味では、現在、規制改革ホットラインというものがあるが、今回のワーキング・グループでこれだけの進展を見せたわけだから、このモメンタムを失うことなく、引き続き関係府省におかれては、外資系企業の要望に耳を傾ける枠組みを維持していただきたい。

また、本日の「緊急報告」では、4. にあるとおり、外国語での情報発信について、ジェトロのウェブサイト各省庁の外国語情報に関するポータルサイトに位置づける、とされている。

また、年内には、対日直接投資推進会議の「政策パッケージ」に記載されている、病院、金融機関、携帯電話といった必要な生活情報を英文で提供するというのも、ジェトロのウェブサイトを通じて行うことになっている。

ここで1点、各府省に引き続きのお願いだが、ともすれば規制や行政手続というのは、我々日本人にとっても理解に苦勞するところがある。具体的にどこが変更になったのか、分かりやすく明示していただくよう、また、生活情報については、一般的な情報ではなくて、ここに行けば外国語対応していただけるというような具体的な形での情報の提供をお願い申し上げる。

(ヒールシャー委員) 以前もここでコメントをした通り、税務の世界では、実は日本というのは行政も規則もとても進んでおり仕事がしやすい国であるというのが、アジア、それから他のヨーロッパなどの国に比較しても言えると思う。そういう中で、今回のワーキング・グループでの動きも、元々良いものをもっと改善するという姿勢が良く表れていると思う。

それと同時に、ディープな日本への投資を呼ぶには、行政と規制以外のところが恐らく課題になっており、やはり国としてのブランド力、コーポレートのブランド力、英語環境、そして税務の率、税率の方だと思っている。この税率というのは、個人の税率と法人の税率の両方であり、ここが変わらない限りは、地域統括とか、スタートアップ企業のグローバル・ヘッドクォーターとか、いわゆる金融機関のエグゼクティブクラスが日本を拠点に事業していくのは難しいと思う。

その中で、税率と税負担というのは違う話であり、国として税負担というのは収入と関わるので重要なのは分かるが、レート適用の仕方とかを色々考えて、財政面で負担がない形で投資がしやすい国になっていけるとよいと思っている。

(レブラン委員) 日本政府が対内直接投資(FDI)の重要性を認識していることと、対策を講じていることは、日本経済の回復の第一歩であると思う。

クロスボーダーのM&Aを担当するリーガルアドバイザーの立場から見ると、この10年間は日本の企業の対外投資案件が多く、一方、外国企業の対日投資案件が少なかった。対日投資の弱さには、様々な原因があると思うが、1つは、日本が世界の先進国の中で比較的ビジネスをすることが難しいという印象、評判があることである。その印象と評判が必ずしも現実に基づいているかどうかは分からないが、外国企業が投資先を決定する時に影響があることは確実である。

このワーキング・グループでは、幾つかの特定の課題に取り組んでいるが、特に次の2つはほとんどの外国企業に影響がある。

1つ目は、在留資格及び入国管理である。在留資格手続は、外国企業の経営陣がその規制・行政手続を実際に経験しているので、まずそれを改善することだけでも、特に一

部をオンライン化できれば、日本でのビジネスは難しいという印象が改善できると思う。

2つ目が、日本当局から様々な制度、規制を英語で発信することである。投資先として日本と並んで比較検討されるのは、香港やシンガポールなので、重要な規制、生活情報を英語で発信できれば、日本はより競争力が高まる。

今回このように規制や手続の改善に焦点が当てられたことは、とても喜ばしく、先ほど申し上げた通り、対日投資の強い推進力になると感じている。

今回の見直しがなされるのは限定的、特定の課題なので、ここだけで終わってしまうと、それは大変残念なことである。是非今後、更に広い視点から、製薬、金融サービスなどのセクターごとの取組を続けていけることを強く願っている。

(浦田座長) それでは、とりまとめに移りたいと思う。

先ほど各委員からいただいた意見については、事務局において整理をした上、最終とりまとめに向けて、引き続き検討、あるいは各省庁における取組の際に留意いただくようにしたいと思う。

その上で、この案のとおり、当ワーキング・グループの「緊急報告」として決定したいと思うが、よろしいか。

(「異議なし」と声あり)

(浦田座長) では、異議がないということで、本案のとおり決定する。

3. 閉会

(浦田座長) 本日の議論については、後日、事務局において議事概要を作成し、発言者に確認をいただいた上で公表する。

次回の日程については、後日、事務局で調整の上、御連絡する。

以上をもって、本日のワーキング・グループを終了する。